

こども家庭庁組織体制の概要

1. 概要

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の1官房2局体制。
- 定員については、内部部局が458名、施設等機関が90名、合計548名を確保。<令和8年度末時点>

	内部部局				施設等機関（国立児童自立支援施設）			合計
	長官官房	成育局	支援局	計	武蔵野学院	きぬ川学院	計	
定員数	156名	169名	133名	458名	49名	41名	90名	548名
うち8年度増員等分	21名	0名	15名	+36名	1名	1名	+2名	+38名

- 機構については、指定職：長官、官房長、成育局長、支援局長、審議官（成育局担当）、審議官（支援局担当）、課長・参事官15、室長・企画官13で構成。

※これらの他、審議官（総合政策等担当）、参事官（支援金制度等担当）、参事官（母子保健推進担当）を常駐併任で配置

2. 主な組織構成

長官官房（企画立案・総合調整部門）

○長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

成育局

○局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 保育所、認定こども園等への支援
- 幼児期までのこどもの育ちの保障（はじめの100か月の育ちビジョンの推進）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全 など

支援局

○局長、審議官、総務課長外3課長・1参事官

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ・不登校対策、こどもの自殺対策、こどもに対する性暴力等の防止 など